スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 フォローアップ要領

公益財団法人日本スポーツ協会 公益財団法人日本オリンピック委員会 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

第1章 総則

(フォローアップの実施)

第1条 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査運用規則(以下、「運用規則」という。)第5条第2項に基づき、スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>の適合性審査(以下、「適合性審査」という。)における審査結果が不適合となった団体又は運用規則第7条第2項に基づき「要改善事項」が指摘された団体については、当該審査の翌年度に、統括三団体による「フォローアップ」を受けるものとする。

(フォローアップの種類)

- 第2条 フォローアップとは、以下の2つを示す。
 - (1) 適合性審査の結果が不適合となった団体に対して再度の適合性審査(以下、「再審査」とい
 - う)を行うこと。
 - (2) 適合性審査において要改善事項が指摘された団体に対して改善事項の報告(以下、「改善報告」という)を求めること。

第2章 再審査

(再審査)

- 第3条 再審査の実施方法等は、運用規則を準用する。
- 2 再審査に係る費用は、再審査対象団体が負担する。

第3章 改善報告

(改善報告)

- 第4条 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査委員会予備調査チーム (以下、「予備調査チーム」という。)は、対象団体より、定められた期限内に提出された改善報 告書及び証憑書類に基づき必要な調査を実施し、スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体 向け>適合性審査委員会(以下、「審査委員会」という。)へ改善結果調査報告書を提出する。
- 2 予備調査チームが実施する調査の方法等は、運用規則を準用する。

(評価)

- 第5条 審査委員会は、予備調査チームより提出を受けた改善結果調査報告書に基づき、以下の評価を決定する。
 - (1) 改善:要改善事項が改善されている。
 - (2) 未改善:要改善事項が改善されていない。

2 審査対象団体が再審査に必要な審査書類及び規程等の証憑書類を定められた期限内に提出しない場合、審査委員会は、当該団体の評価を未改善とする。

(答 申)

第6条 審査委員会は、改善結果評価報告書を統括三団体に答申する。

(改善結果の評価通知)

- 第7条 統括三団体は、審査委員会から改善結果評価報告書の答申を受けた後、速やかに、当該団体に対して、改善結果の評価を通知する。
- 2 通知方法及び内容については、別に定める。
- 3 統括三団体は、評価が未改善となった団体に対し、翌年度に再度の改善報告を求める。

(改善結果の取消)

- 第8条 対象団体から提出された改善報告書及び証憑書類が虚偽であるなど、当該団体が本規則に 違反していることが判明し、評価を維持しえない事態が生じたとき、既に統括三団体が当該団体 に改善結果の評価を通知した後であっても、統括三団体は、これを取消すことができる。
- 2 統括三団体は、前項に定める取消しにあたり、審査委員会及び当該団体の調査を担当した予備 調査チームの意見を徴することができる。

第4章 その他

(情報公開)

第9条 情報公開の範囲及び方法については、別に定める。

(保存期間)

第10条 審査委員会の事務局は、審査書類及び規程等の証憑書類並びに審査に関する書類また は、これらの電子記録を再審査実施年度の翌年から5年間、保存する。

(細則等)

第11条 本要領に定めるもののほか、フォローアップの運用に関し必要な事項は、統括三団体の 合意をもって別に定める。

(改 廃)

第12条 本要領の改廃は、統括三団体の合意をもって定める。

附 則

本要領は、令和3年5月6日から施行する。